

社会福祉法人富士見市社会福祉協議会
地域支え合いの仕組み事業うさみん商品券の取扱いに
関する要綱

要 綱 第 8 号
平成27年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富士見市社会福祉協議会地域支え合い事業「ふじみ在宅福祉サービスセンター事業」の活動者及び地域福祉の推進及び、健康増進を目的とした事業の謝礼または特典として「うさみん商品券」(以下、商品券という。)を発行し、富士見市内の店舗を利用することにより、地域経済と商店街の活性化を図ることを目的とし、必要な事項を定める。

(事業主体)

第2条 商品券発行事業の運営及び管理は富士見市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が行う。

(種類)

第3条 商品券の様式は、別紙様式第1号に定めるものとし、不備のあるものは無効とする。

2 商品券の額面は、400円の1種類とする。

(利用期間)

第4条 商品券の利用期間は本会で発行した日より6か月以内とし、利用期間を過ぎた商品券は無効とする。

(利用事業所)

第5条 商品券は、富士見市内において、一般消費者を対象とした事業所で、商品券取扱申込書(様式第2号)を発行者に提出し、商品券取扱事業所名簿に登録された事業所(以下「加盟店」という。)において使用できるものとする。

(取り扱い)

第6条 商品券は、次に掲げる事業の謝礼または特典として、加盟店での買い物等に使用することができる。

- (1) 富士見市社会福祉協議会地域支え合いの仕組み事業「ふじみ在宅福祉サービスセンター事業」の活動に対する謝礼
- (2) 地域福祉の推進を目的とした事業の謝礼
- (3) 健康増進を目的とした事業の特典
- (4) その他、会長が認めたもの

2 加盟店は、商品券に記載された額面を現金同様に扱うものとする。ただし、釣り銭は出さないこととする。

3 商品券の利用者は、商品券を現金に交換することはできないものとする。

(利用制限)

第7条 次に掲げる物品の販売、貸付、サービスの提供は、商品券の利用対象外とする。

- (1) 不動産（土地建物の販売）
- (2) 商品券類、切手、収入印紙、プリペイドカード等換金性の高い物
- (3) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- (4) 国や地方公共団体への支払い
- (5) 公共料金（ガス・水道・電気・電話・携帯電話等）の支払い
（加盟店の登録資格）

第8条 商品券を取り扱うことのできる加盟店の登録資格は原則として、富士見市商工会会員、富士見市商店会連合会会員とする。

（加盟店の募集）

第9条 加盟店の募集の周知方法は、商工会広報誌及び加盟店の登録資格を有する事業所へ文書で行うものとする。

（加盟店の登録手続き）

第10条 加盟店を希望する事業所は富士見市商工会（以下「商工会」という。）または本会に商品券取扱申込書を提出し登録する。登録は、双方からの申し出がない場合は、年度ごとの自動更新とする。

- 2 加盟店として認定した事業所には加盟店登録証明書、換金請求書、加盟店表示ステッカーを交付する。

（換金期間及び換金方法）

第11条 加盟店は、利用者から受け取った商品券を、受け取った月から3か月以内に商工会または本会に持参し換金請求をする。

- 2 商工会は商品券と請求書を照合し、相違ないときは、本会に引き継ぐこととする。
- 3 加盟店は、換金請求書を毎月5日までに商工会または本会に提出する。
 - ① 振込の場合、指定機関への振込みは25日とする。（土曜、日曜、祝日の場合は、前営業日）振込みにかかる手数料は、埼玉りそな銀行鶴瀬支店への振込手数料は無料とする。但し、それ以外の金融機関への振込みにかかる手数料は全額換金請求者の負担とする。
 - ② 現金の場合、25日以降月末までに本会で換金する。（9時から17時まで。土曜、日曜、祝日、年末を除く）

（加盟店の責務）

第12条 加盟店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の物品の販売、サービスの提供を行うこと。
- (2) 本会が配布する加盟店表示ステッカーを利用者の見やすい場所に提示すること。
- (3) 使用者から受け取った商品券には、受け取った日にちを記載し店印を押印するとともに切り取り破線に沿って切り取ること。

(4) 他店押印のある商品券及び既に切り取り破線を切り取ってある商品券は受け取りを拒否すること。

(5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときには、受け取りを拒否するとともに速やかに本会に申し出ること。

(6) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。

(加盟店資格の喪失等)

第13条 この要綱に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、加盟店の取り消し、及び損害金の申し受け等を行うことがある。

(紛失等の責務)

第14条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、壊滅は、加盟店の責務とする。

(届け出事項の変更)

第15条 加盟店は、登録事項に変更のあったときは、速やかに商工会に届け出るものとする。

(うさみん商品券の購入)

第16条 うさみん商品券を謝礼または特典として使用したいときは、商品券購入申込書(様式第6号)を本会に提出し購入できるものとする。ただし、商品券を購入できる事業、団体は第6条第1項第1号から第4号で掲げたものに限定する。

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

表



裏


「うさみん商品券」ご利用上の注意

- この商品券は、発行した日から6か月以内までご利用いただけます。
なお、有効期限を過ぎた場合は、無効となります。
- この商品券は、「うさみん商品券」の利用可能なお店のみで使用できます。
- この商品券の表面に番号及び印のないものは無効です。
- この商品券は現金とのお引き換えはいたしません。
- 商品券の紛失及び盗難などに対し、発行者はその責を負いません。
- 汚損、破損等により商品券として判断できない場合は無効となります。
- この商品券は、おつりは出ません。

【取扱店】

【発行者】
富士見市社会福祉協議会
埼玉県富士見市鶴馬1932-7 市民福祉活動センターばれっと内
TEL.049-254-0747
<http://www.fujimi-shakyo.or.jp>

使用日： _____ 年 _____ 月 _____ 日


4 573373 810010

様式第2号（第5条関係）

うさみん商品券取扱申込書

年 月 日

富士見市社会福祉協議会
会 長 様

富士見市社会福祉協議会が発行する、「うさみん商品券」の取扱事業所に登録したいので、下記のとおり申し込みます。

記

事業所名	
代表者名	
担当者	
業種・内容	業種 取扱い内容
所在地	埼玉県富士見市
電話	
F A X	
E - M a i l	

振込先

金融機関名	銀行	本店
	信用金庫	支店
口座番号	(普通・当座) _____	
名義	_____	
(かたが)	_____	

※現金換金希望の場合は、換金請求書にて現金をお選びください

様式第3号（第10条関係）

富士見市社会福祉協議会地域支え合いの仕組み事業
「うさみん商品券」換金請求書兼預り書

登録番号	
事業所名	
電話番号	

請求年月日		
商品券	枚数	合計金額
	枚	円

受取方法	1. 振込	2. 現金
------	-------	-------

希望する方に○を付けてください

※振込手数料が必要な場合は、換金請求者の負担とさせていただきます。

商工会記入欄

受付者	印
-----	---

社協記入欄

受付者	印
-----	---

平成 年 月 日

富士見市社会福祉協議会地域支え合いの仕組み事業
「うさみん商品券」取扱加盟店証明書

登録番号	
------	--

事業所名 _____

上記の事業所は、
富士見市社会福祉協議会地域支え合いの仕組み事業
「うさみん商品券」取扱加盟店であることを証明します。
なお、換金請求時にはこの証明書をご持参ください。

社会福祉法人富士見市社会福祉協議会

会 長

様式第5号（第10条関係）

ふじみ在宅福祉サービスセンター
～地域支え合いの仕組み～

うさみん商品券

取扱加盟店



発行：富士見市社会福祉協議会
富士見市社会福祉協議会
マスコットキャラクター うさみん

様式第6号（第16号関係）

うさみん商品券購入申込書

富士見市社会福祉協議会
会 長 様

富士見市社会福祉協議会が発行する「うさみん商品券」を、下記の通り購入します。
※使用期限は発行日より6か月以内ですのでご注意ください。

発行日	年 月 日
団体名	
事業名	
使用目的	該当する方に○を付けてください。 ・ 地域福祉の推進を目的とした事業の謝礼 ・ 健康増進を目的とした事業の特典
購入枚数	枚
金額	450円× 枚＝ 円

社協記入欄

発行者	
支払い	既納 未納

様式第7号

年 月 日

請 求 書

社会福祉法人
富士見市社会福祉協議会 会長
富士見市鶴馬1932-7
TEL: 049-254-0747

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 円

購入日	商品名	数量	単価	金額
年 月 日	うさみん商品券		450	

振込先

埼玉りそな銀行鶴瀬支店 (普) 0539320
シヤカイフクシホウジツジ ミシヤカイフクシヨウキカカウチヨウチカホメユウジ
社会福祉法人富士見市社会福祉協議会会長大久保勇次

お支払い期日

購入日の翌月末までに
お支払をお願い致します。

年 月 日

領 収 書

金額 円

但し、うさみん商品券 枚分として

上記正に領収いたしました。

(内訳)

購入日	商品名	数量	単価	金額
年 月 日	うさみん商品券		450	

社会福祉法人
富士見市社会福祉協議会 会長
富士見市鶴馬1932-7
TEL: 049-254-0747